

01. 規約の履行

出展申込者及び出展者（以降、出展者とする）は「ENERGY FES.出展者募集要項」並びに以下に述べる各規約等を遵守しなければなりません。

出展者がこれらを遵守せずに違反した場合又は違反していることが判明した場合、主催者は出展申込の拒否、出展の取消し又は装飾物の撤去・変更等をいつでも命じることができます。その際、主催者の判断根拠等は一切開示しません。又、出展者から支払われた費用も返還しません。出展の取消しや装飾物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害も補償しません。

※本規約等に定めのない事項は主催者の判断によるものとします。

02. 出展資格

2-1.

出展者は主催者が定める ENERGY FES.の開催趣旨に合致する法人・個人とします。主催者は出展者に対して出展審査を行い、「出展申込書」記載事項の記入漏れや不備等の有無のほか、出展内容が本展の趣旨に沿うものであるか等を確認し、出展者が本規約の出展基準を満たすか否かを判断し、出展の可否を決定します。尚、出展希望者が多数の場合は主催者が出展者を決定します。

2-2

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力等）は出展できません。

03. 書類の提出

3-1

ENERGY FES.は「出展申込書」を主催者が受領時点で正式な申込とします。その際、主催者は出展者に対して「出展申込書」とは別に、出展者の会社案内や教室・店舗が紹介された印刷物・写真・ホームページ情報及び財務諸表等の提出を求めることができ、その提出の求めに応じない場合、主催者は出展申込を取り消すことがあります。

3-2

出展者は、出展申込後に主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合は、主催者が出展申込事項を履行するか否かを決定することができます。

04. 出展料支払い・出展キャンセル・取消し

出展者は出展申込後に主催者から発送される請求書に従い、期日までに指定銀行口座に出展料を支払わなければなりません。尚、振込手数料は出展者の負担となります。期日までに出展者から出展料の支払いがない場合、主催者は出展申込を取消すことができます。出展料支払い後、出展をキャンセルする場合には出展料の返金はありません。

05. 出展場所の割当

出展場所など全体レイアウトは、主催者にて決定します。出展者は、その結果に従わなくてはなりません。

※主催者が認めた場合を除き、出展者は出展ブースを他社に対して譲渡・交換・貸与等することはできません。

※出展キャンセル等があった場合、主催者は説明会で発表した展示スペース・小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

06. 出展に関する規約

6-1

「出展申込書」に記載された商品・サービス等が販売対象となります。

6-2

知的財産権を侵害する模倣品等を展示したり、販売することはできません。

6-3

商品等の搬入・搬出及び展示方法は、主催者が指示し、出展者はこれを遵守しなければなりません。

6-4

出展者は通路等自者出展ブース以外の場所で、展示、宣伝、営業行為を行うことはできません。又、出展者間又は出展者と来場者間おける商談・契約内容等に関して主催者は一切の責任を負いません。

6-5

出展者は強い光、熱、臭気、大音響を放つ実演等、他社の迷惑となる行為、又は近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。又、出展者が他の出展者・来場者等に対して、強引なセールス、勧誘、誹謗中傷及び営業妨害等の行為をすることも禁止します。迷惑行為等があったと主催者が判断した場合は、その中止、変更及び禁止をいつでも命じることができます。又、出展者はそれに従わなければなりません。

6-6

出展者は出展会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

07. 損害責任

7-1

出展者は本規約等に違反した場合又は違反していることが判明した場合、そのことが原因による主催者に生じた損害のすべてを主催者に対して賠償しなければなりません。又、出展者及びその従業員・関係者等の過失による会場内及びその周辺の建築物・設備に対する損害はすべて出展者が賠償しなければなりません。

7-2

主催者はいかなる場合においても、出展者及びその従業員・関係者等に起因する傷害・損害等に対し、一切の責任を負いません。

7-3

主催者は天災、地変その他不可抗力の原因により **ENERGY FES** を中止又は中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻しします。ただし、中止・中断によって生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

7-4

主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安定等によって生じた出展者及びその従業員・関係者等の損害は補償しません。

08. 個人情報の取り扱いについて

8-1

出展者は本展示会を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をしなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用し、特に第三者提供を行う場合は、必ず個人情報の情報主体から同意をとらなければなりません。

8-2

出展者は本展示会を通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営をしなければなりません。

8-3

出展者は ENERGY FES.を通じて取得した個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴え等を受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な管理・運営をしなければなりません。

8-4

主催者が ENERGY FES.を通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体又は情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、両者で協議して当該紛争を解決すべきものとし、主催者はその際、一切の責任を負いません。

□ 主 催：岡崎市制 100 周年記念音楽祭実行委員会 “じゃんだらりん”
事務局 岡崎市明大寺町字中新切 5-3 (0564-57-8636)